

令和8年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

新入学児童生徒学用品費の入学前支給のお知らせ

栃木市では、経済的理由によりランドセル・制服等の入学に必要なものの購入にお困りの方に対して、就学援助費の新入学児童生徒学用品費を入学前の3月に支給します。

1. 交付対象者

栃木市内に住所があり、令和8年度に小・中学校に入学予定の児童・生徒のいる世帯で、生活保護に準ずる程度に生活が困窮し、就学の支援が必要であると教育委員会が認定した世帯【準要保護者】が対象です。

※ 生活保護受給中の方については、生活保護費より支給されますので、今回の申請手続きは必要ありません。

【準要保護の対象となる世帯】下記①、②のいずれかに該当する世帯

① 令和7年度、下記ア～クのいずれかの措置を受けた世帯

- | | |
|----------------------|--------------|
| ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止 | イ 市町村民税の非課税 |
| ウ 市町村民税の減免 | エ 固定資産税の減免 |
| オ 国民年金保険料の減免 | カ 国民健康保険税の減免 |
| キ 児童扶養手当の支給 | ク 生活福祉資金の貸付 |
| ケ 個人事業税の減免 | |

※ウ・エ・カについて、収税課での分納誓約は、対象となりません。

② 下記に該当し、経済的理由により児童生徒の就学が困難であると教育委員会が認定した世帯

同一世帯（同居している方）全員の前年の総所得が、生活保護法で定めた基準を基に、教育委員会が算定した最低生活費の1.3倍以下である世帯

- ・申請書受付後、**前年中の世帯の総所得額を調査**します。
- ・令和7年1月1日に栃木市に住所がない場合は、前住所地で発行される所得証明書を添付してください。（保護者を含む18歳以上の全員分必要です。）

※ **同一世帯とは住民登録上の世帯の別にかかわらず、生計を一つにする方全員のことを指します。**

※ **世帯に1人でも所得不明者がいると、認定になりません。**

重要です！

○援助を受けるための所得の目安

（目安であり、同じ世帯構成でも年齢、住居状況によって異なります。）

世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
前年中の世帯全員の総所得金額	226万円 程度	236万円 程度	294万円 程度	277万円 程度	340万円 程度

※ 裏面も必ずご確認ください。

2. 申込方法

教育委員会または学校から申請書を受け取り、必要事項を記入のうえご提出ください。

- ・令和7年度に兄姉の就学援助の認定を受けている方でも、入学されるお子様分として改めて申請が必要になります。
- ・令和7年1月1日現在の住所が栃木市外の場合には、当時の住所地の役所・役場から「令和6年1～12月中の所得証明書」を取寄せて提出してください。
- ・申請書提出後に地域の民生委員さんをご家庭にお伺いし、生活状況をお聞かせいただく場合があります。

<提出場所>

〒328-8686 栃木市万町9-25

栃木市教育委員会事務局教育総務課（本庁舎4階4A-5番窓口）（郵送可）

<受付期間>

令和7年12月15日（月）から

令和8年 2月 6日（金）まで（郵送の場合当日消印有効）

3. 支給時期・支給金額

支給時期：令和8年3月中旬予定

支給金額：新小学1年生 57,060円（予定）

新中学1年生 63,000円（予定）

4. 注意事項

- ・今回申請をしなかった、又は不支給となった場合でも、3月以降に令和8年度の就学援助を申請し、4月からの認定となった場合には、入学後の7月頃に新入学児童生徒学用品費を含めた就学援助費を支給します。新入学児童生徒学用品費は4月からの認定の方に限りますので、申請時期に注意してください。
- ・**今回の申請では新入学児童生徒学用品費のみが対象となるため、この申請とは別に令和8年度の就学援助の申請手続きをしていただかないと令和8年4月以降に学校給食費などの他費目の就学援助費を交付することができません。**（受付期間は、令和8年3月上旬から4月上旬を予定しています。）

ただし、この場合の就学援助については令和8年度の基準（令和7年1～12月中の所得）で審査を行いますので、今回の新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けられた方でも、審査結果が異なる場合がありますのでご了承ください。

- ・新入学児童生徒学用品費は、対象児童生徒1人につき今回の入学前、又は令和8年度の就学援助での入学後のいずれか1回の支給に限ります。ただし、国の制度改正によっては、入学前支給と入学後支給で支給額が異なる場合があります。
- ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けた後、他市町村へ転出された等で4月1日に住所が栃木市になかった場合、新入学児童生徒学用品費は返還していただきます。

【問い合わせ先】栃木市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係 Tel 21-2462